

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 湘南望青会

特別養護老人ホーム	汐見台パシフィックステージ
短期入所事業	汐見台パシフィックステージ
高齢者デイサービスセンター	汐見台パシフィックステージ

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供する事を目標に介護事故の防止に努めます。

そのために、必要な体制を整備すると共に、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

また、介護事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう、常日頃から職員全員で介護事故対方法の研鑽に取り組み、介護事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努めます。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

(1) 事故防止委員会の設置

1) 委員会設置の目的

施設内の介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を作ります。もし事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行うことを目的とし、施設全体で取り組んでいきます。

2) 事故防止委員会の構成

- ①施設長
- ②事務長
- ③生活相談員（事故防止委員会委員長）
- ④介護支援専門員
- ⑤看護師
- ⑥介護職員
- ⑦その他必要に応じて委員を任命する

3) 事故防止委員会の開催

定期的に1か月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。また、重大な事故が発生した場合など、必要な際は随時委員会を開催します。

4) 事故防止委員会の役割

①マニュアル、事故報告書及びヒヤリハット報告書の整備

定期的にマニュアルの見直しを行い必要に応じて更新します。また、事故報告書やヒヤリハット報告書の様式についても定期的に見直しを行い必要に応じて更新します。

②事故報告の分析及び検討

毎月事故報告書の分析を行い改善策の検討を行います。

また、年間の事故報告の集計と分析を行いその結果を報告します。

②事故防止対策の職員全体への周知

同じ事故が続いて起きる等、必要がある場合には対策の立案を行い、委員を通じて速やかに伝達します。

(2) 多職種協働によるアセスメントの実施

1) 多職種（介護・看護・栄養・相談員・ケアマネ）協働によるアセスメントを実施します。

- ・利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。
- ・事故に繋がる要因を検討し、事故予防に向けた各種サービス計画を作成します。

2) 建物・設備の点検を実施します。

- ・実施者：事故防止委員（委員会日に点検する）
- ・利用者の生活目線で見、施設内設備の安全を見直します。
- ・施設内危険箇所点検を行い、改善対策を検討します。

3) 介護用品の点検を実施します。

- ・車いす、ベッド周り、福祉用具（私物含む）の点検を毎月実施します。
- ・修理の必要な場合は速やかに修理を行います。
- ・個人の私物でも、福祉用具・生活用具として、使用している物は点検します。

4) 介護動作の見直しを実施します。

- ・利用者の目線で、長年生活で慣れた動作（体の仕組みに合った動作）をもとに適切な介助を行います。
- ・定期的に技術勉強会を開き、職員間で技術チェック、振り返りを行います。
- ・利用者個別の個性、特徴、好みを把握し、生活場面ごとに利用者に合わせて介助を行います。

3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

当施設では、介護事故発生防止等に取り組むために事故防止委員会を中心に教育・研修を定期的かつ計画的に行います。

- (1) 研修プログラムの作成
- (2) 定期的な教育（年2回以上）
- (3) 新任職員への事故防止教育
- (4) その他、必要な教育と研修の実施

4. 介護事故等の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

- 1) 情報収集のため、事故報告書及びヒヤリハット報告書を作成し、報告するシステムを確立します。
- 2) 収集された情報を共有することで、事故の再発防止に有効に活用して行きます。

(2) 事故要因の分析

収集された情報は、事故防止委員会にて問題点の分析・評価を行います。
また、知り得る範囲で他施設での事例も取り上げ、事故の回避、軽減につなげます。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故防止委員会を中心として全職員に周知徹底を図ります。

5. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

事故が発生した場合には、下記のとおり速やかに対応します。

(1) 入所者・利用者への対応

- 1) 事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入所者・利用者の安全確保を最優先として行動します。
- 2) 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。
- 3) 状況により医療機関への受診が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

- 1) 事故の状況を把握するため、関係職員は「出来事・状況報告書」で速やかに報告します。
- 2) 報告の際には状況の詳細が分かるように事実のみを記載するようにします。

(3) 関係者への連絡・報告

- 1) 関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー（短期入所、デイサービス利用者の場合）
- 2) 必要に応じて保険者等に事故の状況を報告します。

(4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設が加入する保険で対応します。

6. 事故発生防止のための指針の閲覧について

事故発生防止のための指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも自由に閲覧できるようにします。

7. 附則

この指針は 2021 年 9 月 1 日より施行する

この指針は 2023 年 4 月 1 日より改訂実施する